

## 川崎市事業所・施設による代替的サービス等利用計画作成支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）（平成17年法律第123号）第22条第5項に規定するサービス等利用計画案を、障害福祉サービス事業所等が障害者又は障害児の保護者に代わり、事業所・施設による代替的サービス等利用計画（以下、「サポートプラン」という）として作成支援をすることについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス等利用計画案 法第5条第22項に規定する障害福祉サービスを利用するにあたり、その種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。
- (2) 障害福祉サービス事業所等 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を提供する事業所及び法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。
- (3) その他定めがないものは、法及び関係法令で使用する用語の例による。

### (目的)

第3条 川崎市に所在地を置く障害福祉サービス事業所等が、当該事業所の利用者である本市受給者に対してサポートプランの作成支援をすることで、計画相談支援の供給量が十分に確保できるまでの間、不足する計画相談支援を補完することを目的とする。

### (サポートプラン作成者)

第4条 サポートプランの作成をすることができる障害福祉サービス事業所等は市内に所在地を置き、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。

- (1) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護）
- (2) 共同生活援助事業所（日中サービス支援型を除く。）
- (3) 障害者支援施設

2 前項の事業所の職員でサポートプランの作成ができる者（以下、「作成者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 相談支援専門員資格を有する者
- (2) サービス管理責任者の業務に従事する者
- (3) 社会福祉士、精神保健福祉士又は介護支援専門員のいずれかの資格を有する者
- (4) 相談支援従事者初任者研修を修了した者
- (5) サービス管理責任者研修のうち、補足研修及び基礎研修を修了した者

#### (サポートプラン作成対象者)

第5条 サポートプランの作成対象となる者（以下、「対象者」という。）は、川崎市から法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給決定を受けた者のうち、前条第1項の事業所が提供する障害福祉サービス等を利用し、その利用状況が安定している者で、対象者及び保護者がサポートプランの作成を希望している者とする。ただし、対象者及び保護者と事業所の話し合いにより、サポートプランの作成について双方の合意がある場合はこの限りではない。

#### (作成手続き等)

第6条 サポートプランの作成を希望する対象者及び保護者から申し出があった事業所は、市が別に定める重要事項説明書兼同意書により、対象者及び保護者に説明し、同意を得なければならない。

2 前項の規定による同意を得た事業所は、対象者及び家族等の生活状況や意向を聞き取り、その他障害福祉サービスの利用状況等を勘案したうえで、市が別に定めるサポートプランの様式により、対象者の直近の誕生日までのサポートプランの作成を行う。

#### (サポートプランの変更)

第7条 前条の規定により作成したサポートプランについて、誕生日より前に変更の必要があるときは、作成者は対象者の直近の誕生日までのサポートプランを新たに作成する。

#### (サポートプランの期間更新)

第8条 第6条第2項及び前条の規定に基づきサポートプランを作成した場合、対象者の誕生日に障害福祉サービスの利用状況や生活状況に応じて、サポートプランの内容について必要な見直しを行い、対象者の誕生日の翌月から次の誕生日までのサポートプランを新たに作成する。

#### (モニタリングの実施)

第9条 作成者は、6か月に1回以上の頻度で対象者にモニタリングを実施しなければならない。

#### (サポートプラン作成費の金額及び請求について)

第10条 サポートプランの作成費の金額及び請求方法については、川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準に定める。

2 サポートプラン作成費の請求については、対象者1人につき、各年度1回とする。

#### (委任)

第11条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。